

周南市手数料条例の一部を改正する条例制定について

周南市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年6月24日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市手数料条例の一部を改正する条例

周南市手数料条例（平成15年周南市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表その3 建築関係の表（9） 長期優良住宅建築等計画認定申請の部中

「

ア 新築	(ア) 一戸建ての建築物（専ら人の居住の用に供するものに限る。以下この部において同じ。）	1件につき 48,000円
	(イ) 一戸建ての建築物以外の建築物	床面積の合計が100平方メートル以下のもの 1件につき 48,000円 床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 1件につき 114,000円 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 1件につき 183,000円 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以下のもの

		<p>の 1 件につき 360,000円</p> <p>床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 1 件につき 645,000円</p> <p>床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 1 件につき 1,108,000円</p> <p>床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの 1 件につき 2,051,000円</p> <p>床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下のもの 1 件につき 2,933,000円</p> <p>床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの 1 件につき 3,595,000円</p>
イ 増築又は改築	(ア) 一戸建ての建築物	1 件につき 73,000円
	(イ) 一戸建ての建築物以外の建築物	<p>床面積の合計が100平方メートル以下のもの 1 件につき 73,000円</p> <p>床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 1 件につき 171,000円</p> <p>床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 1 件につき 273,000円</p> <p>床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以下のもの 1 件につき 540,000円</p> <p>床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 1 件につき 967,000円</p>

		<p>床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 1件につき 1,662,000円</p> <p>床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの 1件につき 3,076,000円</p> <p>床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下のもの 1件につき 4,399,000円</p> <p>床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの 1件につき 5,393,000円</p>
--	--	--

」

を

「

ア 新築	(ア) 一戸建ての建築物（専ら人の居住の用に供するものに限る。以下この部において同じ。）	1件につき 49,000円
	(イ) 一戸建ての建築物以外の建築物	<p>床面積の合計が100平方メートル以下のもの 1件につき 49,000円</p> <p>床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 1件につき 116,000円</p> <p>床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 1件につき 186,000円</p> <p>床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以下のもの</p>

		<p>の 1 件につき 366,000円</p> <p>床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 1 件につき 656,000円</p> <p>床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 1 件につき 1,127,000円</p> <p>床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの 1 件につき 2,086,000円</p> <p>床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下のもの 1 件につき 2,984,000円</p> <p>床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの 1 件につき 3,658,000円</p>
イ 増築又は改築	(ア) 一戸建ての建築物	1 件につき 74,000円
	(イ) 一戸建ての建築物以外の建築物	<p>床面積の合計が100平方メートル以下のもの 1 件につき 74,000円</p> <p>床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの 1 件につき 174,000円</p> <p>床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 1 件につき 277,000円</p> <p>床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以下のもの 1 件につき 549,000円</p> <p>床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 1 件につき 983,000円</p>

		床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの 1件につき 1,690,000円
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの 1件につき 3,129,000円
		床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下のもの 1件につき 4,475,000円
		床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの 1件につき 5,487,000円

に改め、同部備考1中「42,000円」を「43,000円」に、「102,000円」を「103,000円」に、「161,000円」を「164,000円」に、「329,000円」を「335,000円」に、「588,000円」を「599,000円」に、「1,009,000円」を「1,027,000円」に、「1,888,000円」を「1,923,000円」に、「2,732,000円」を「2,783,000円」に、「3,381,000円」を「3,444,000円」に改め、同部備考2中「33,000円」を「34,000円」に、「57,000円」を「59,000円」に、「92,000円」を「95,000円」に、「189,000円」を「195,000円」に、「351,000円」を「362,000円」に、「656,000円」を「675,000円」に、「1,228,000円」を「1,263,000円」に、「1,811,000円」を「1,862,000円」に、「2,238,000円」を「2,301,000円」に改め、同部備考3中「153,000円」を「155,000円」に、「241,000円」を「245,000円」に、「494,000円」を「503,000円」に、「881,000円」を「896,000円」に、「1,514,000円」を「1,541,000円」に、「2,832,000円」を「2,884,000円」に、「4,099,000円」を「4,174,000円」に、「5,073,000円」を「5,166,000円」に改め、同表(10) 長期優良住宅建築等計画変更認定申請の部中

「

ア 新築	(ア) 住宅の構造又は設備に変更が生ずるもの	1件につき (9) 長期優良住宅建築等計画認定申請備考4及び5の規定を適用しないものとして計
------	------------------------	--

		算した場合における同部アの手数料の金額の半額
	(イ) 住宅の構造及び設備に変更が生じないもの	<p>変更に係る戸数が1戸のもの 1件につき 7,000円</p> <p>変更に係る戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき 12,000円</p> <p>変更に係る戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき 19,000円</p> <p>変更に係る戸数が11戸以上25戸以下のもの 1件につき 32,000円</p> <p>変更に係る戸数が26戸以上50戸以下のもの 1件につき 50,000円</p> <p>変更に係る戸数が51戸以上100戸以下のもの 1件につき 77,000円</p> <p>変更に係る戸数が101戸以上200戸以下のもの 1件につき 131,000円</p> <p>変更に係る戸数が201戸以上300戸以下のもの 1件につき 165,000円</p> <p>変更に係る戸数が301戸以上のもの 1件につき 188,000円</p>
イ 増築又は改築	(ア) 住宅の構造又は設備に変更が生ずるもの	1件につき (9) 長期優良住宅建築等計画認定申請備考4及び5の規定を適用しないものとして計算した場合における同部イの手数料の金額の半額
	(イ) 住宅の構造及び設備に変更が生じないもの	<p>変更に係る戸数が1戸のもの 1件につき 10,000円</p> <p>変更に係る戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき 18,000円</p>

		<p>変更に係る戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき 29,000円</p> <p>変更に係る戸数が11戸以上25戸以下のもの 1件につき 48,000円</p> <p>変更に係る戸数が26戸以上50戸以下のもの 1件につき 76,000円</p> <p>変更に係る戸数が51戸以上100戸以下のもの 1件につき 115,000円</p> <p>変更に係る戸数が101戸以上200戸以下のもの 1件につき 195,000円</p> <p>変更に係る戸数が201戸以上300戸以下のもの 1件につき 248,000円</p> <p>変更に係る戸数が301戸以上のもの 1件につき 282,000円</p>
--	--	--

」

を

「

ア 新築	(ア) 住宅の構造又は設備に変更が生ずるもの	1件につき (9) 長期優良住宅建築等計画認定申請備考4及び5の規定を適用しないものとして計算した場合における同部アの手数料の金額の半額
	(イ) 住宅の構造及び設備に変更が生じないもの	<p>変更に係る戸数が1戸のもの 1件につき 7,000円</p> <p>変更に係る戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき 12,000円</p> <p>変更に係る戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき 19,000円</p> <p>変更に係る戸数が11戸以上25戸以</p>

		<p>下のもの 1件につき 32,000円</p> <p>変更に係る戸数が26戸以上50戸以下のもの 1件につき 50,000円</p> <p>変更に係る戸数が51戸以上100戸以下のもの 1件につき 78,000円</p> <p>変更に係る戸数が101戸以上200戸以下のもの 1件につき 132,000円</p> <p>変更に係る戸数が201戸以上300戸以下のもの 1件につき 166,000円</p> <p>変更に係る戸数が301戸以上のもの 1件につき 190,000円</p>
イ 増築又は改築	(ア) 住宅の構造又は設備に変更が生ずるもの	1件につき (9) 長期優良住宅建築等計画認定申請備考4及び5の規定を適用しないものとして計算した場合における同部イの手数料の金額の半額
	(イ) 住宅の構造及び設備に変更が生じないもの	<p>変更に係る戸数が1戸のもの 1件につき 10,000円</p> <p>変更に係る戸数が2戸以上5戸以下のもの 1件につき 18,000円</p> <p>変更に係る戸数が6戸以上10戸以下のもの 1件につき 29,000円</p> <p>変更に係る戸数が11戸以上25戸以下のもの 1件につき 48,000円</p> <p>変更に係る戸数が26戸以上50戸以下のもの 1件につき 77,000円</p> <p>変更に係る戸数が51戸以上100戸以下のもの 1件につき 116,000円</p>

		変更に係る戸数が101戸以上200戸以下のもの 1件につき 196,000円 変更に係る戸数が201戸以上300戸以下のもの 1件につき 250,000円 変更に係る戸数が301戸以上のもの 1件につき 284,000円
--	--	--

に改め、同部備考1中「16,000円」を「17,000円」に、「21,000円」を「22,000円」に、「27,000円」を「28,000円」に、「49,000円」を「50,000円」に、「64,000円」を「66,000円」に、「81,000円」を「83,000円」に改め、同部備考2中「41,000円」を「42,000円」に、「73,000円」を「75,000円」に、「98,000円」を「99,000円」に、「122,000円」を「124,000円」に改める。

別表その5 消防関係の表(2) 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可の申請に対する審査の部イ 貯蔵所の款(オ) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の項中「1,580,000円」を「1,590,000円」に、「1,940,000円」を「1,950,000円」に、「2,260,000円」を「2,270,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の周南市手数料条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請に係る手数料について適用し、施行日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。